平成２２年（フ）第５４１号
埼玉県三郷市高州１丁目83番地８
債務者　小林和佳子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
埼玉県草加市八幡町338番地２　ライフピア草加304号
債務者　會田　明子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
埼玉県東松山市沢口町７番地３　101
債務者　田島　隆志
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４３５号
埼玉県深谷市田谷122―３　サンハイツ蘭Ｂ棟102号、住民票上の住所埼玉県深谷市本住町16番６号
債務者　吉井　一由
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７５８号
大阪市西成区長橋３丁目３番10号
債務者　長谷川和子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６４９号
大阪市住吉区南住吉４丁目13番３―108号
債務者　奥田千代子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９６号
大阪府枚方市桜丘町39番５―202号
債務者　坂根　幸春
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７５４号
大阪市大正区千島２丁目４番５―310号
債務者　森野　英義
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９８８号
大阪府摂津市別府２丁目31番28号
債務者　西原　祥隆
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２２９号
大阪市平野区喜連４丁目８番71―1503号
債務者　大東惠美子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２６０号
大阪府東大阪市森河内西１丁目13番28号
債務者　光岡　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７１号
大阪府枚方市東香里新町11番６―102号
債務者　川坂　泰子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５０号
大阪市淀川区西三国３丁目21番10号
債務者　佐野　和江
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４７９号
大阪市西成区千本南１丁目16番８号　プレミシス岸里1001号
債務者　高島信叔こと　鄭　　信叔
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５７３号
大阪府茨木市別院町２番８号　山崎第一マンション202号
債務者　水戸部　正
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６１３号
大阪市東住吉区北田辺３丁目２番24号ピースフルハイツⅠ　502号
債務者　岡本　美穂
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６２５号
大阪府東大阪市小阪３丁目５番25―911号
債務者　寺尾　建一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９３号
大阪府摂津市別府２丁目14番32号
債務者　西川　弘繁
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部